(飯國芳明委員提出資料)

高知県森林環境税の特徴と今後検討したい点

2023 年度から始まった新しい高知県森林環境税(第5期)の特徴を全国で展開されている 府県森林環境税との比較から明らかにするとともに、今後の税の運営に関して留意したい点をまとめる。

1. 高知県の森林環境税の規模からみた本税制の特徴

全国の地方森林環境税¹の導入府県とその予算規模をマップ化したものが図1である。灰色で塗分けた府県が森林環境税を導入しており、円グラフの大きさがその予算規模を示している。この図から高知県の予算の円グラフは、確認ができないほど小さいものになっている。

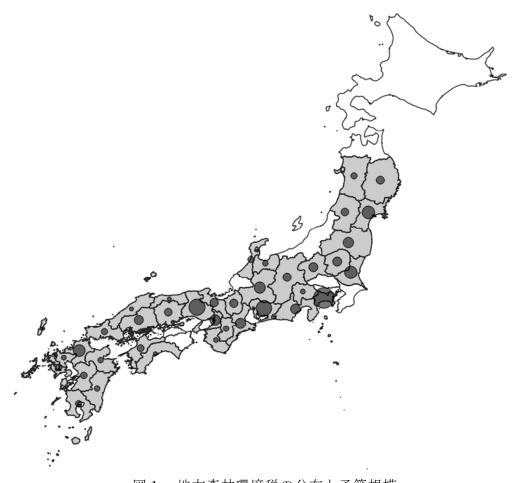


図1 地方森林環境税の分布と予算規模

注) 香坂ら²を基に作成。地図作成は QIGS による。なお、沖縄県には地方森林環境税の導入がなく、図では割愛している。

¹ 以下では、高知県が森林環境税を導入した後に、府県が独自に導入した森林などの環境保全を目的とした税制を地方森林環境税とする。

² 香坂 玲、内山愉太「森林環境譲与税の導入と都道府県への影響の分析-37 府県の概況について-」 日林誌 2019(101) (2019) 246 頁-252 頁

また、図2は各府県への森林環境譲与税が地方森林環境税の何倍かを計算して、これを 縦軸に取り、横軸に森林面積を取ったグラフである。

高知県への森林環境譲与税に対する高知県森林環境税の予算比率(縦軸)は極めて大きい値を取っていることがわかる。10倍を超える水準は高知県だけである。他県の比率は高々5倍程度までとなっている。

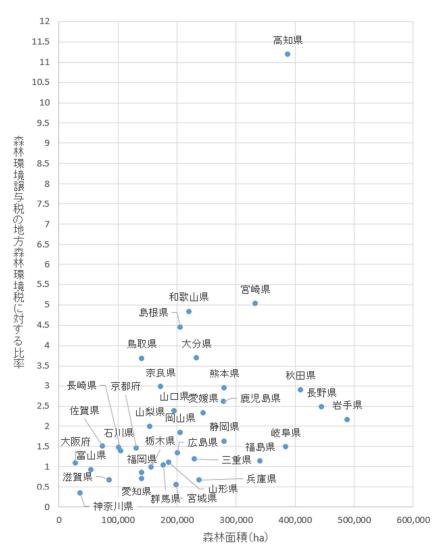


図2 地方森林環境税に対する森林環境譲与税の比率と森林面積

この違いは図1でみたように高知県の税収が小さいこと、さらに、それは法人税の収入が小さいことに起因していると考えられる³。

このように高知県の森林環境税の規模が小さいことは必ずしも歓迎されるものではない。 しかし、このことが高知県の森林環境税から間伐などの森林整備を森林環境譲与税に預け、 教育・啓発・ボランティア活動支援に集中した税制の設計を大きく後押ししたと考えられ る。結果として、高知県の森林環境税は1億程度の予算を教育・啓発・ボランティア活動支 援に振り向けるという極めて特徴的な税制として第5期をスタートすることになった。この

³ 県内には企業が主体でしかも全国では唯一500円の定額になっている点に原因がある。

点は第5期の本税制の著しい特徴となっている。しかも、これは県民の森に対するスイッチを入れるという森林環境税発足当初の理念をより鮮明に反映するものとなっている。今後5年間は1年間におよそ1億円の規模で森林の教育・啓発・ボランティア支援に関わる事業を実施できるわけであり、事業間の連携さえ整えば、大きな成果に結びつくに違いない。

ちなみに、地方森林環境税で森林環境譲与税の導入を契機に間伐などの森林整備事業を使途から外した府県はおそらく石川県のみである。また、神奈川県では地方森林環境税で整備する森林のエリアを限定して森林環境譲与税との切り分けを行っている。しかし、いずれも例外的である。

2. 税制の認知率

とはいえ、高知県森林環境税の現状には課題もある。その一つが税の認知率である。 図3は過去に行われた税への認知率の推移を整理したものである。全国に先駆けて高知県に森林環境税が導入された第1期は、その税制のあり方に全国からの関心が集まったこともあり、認知率は5割前後の水準にあった。その後の推移は意識調査が実施されていない。昨年度の県民アンケートによれば、直近の認知率は26.1%に留まっている4。他方、下の3つの県での認知率がいずれも4割を超えていることを考えるとこの割合をさらに引き上げる余地は十分にあると考えられる。この引き上げはいわゆるソフト事業にウェイトを大きく移した本税制の成果指標にもなりうる。

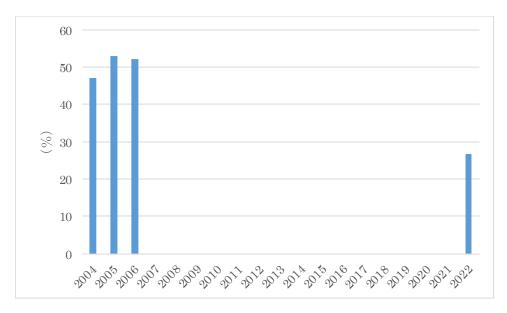


図3 高知県森林環境税への認知率の推移

1)島根県の「水と緑の森づくり税」への認知率5

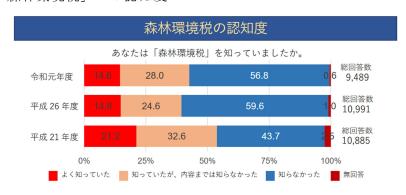
⁴ 森林環境譲与税とともに知っているとする回答者と高知県森林環境税だけしっているとする回答者の合計比率を示している。https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111301/files/2019122400184/R4 tyousakekka.pdf。

⁵ https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/ringyo/mizumori/mizumori/kaigi/index.data/handout.pdf

水と緑の森づくり事業	(税) な	「細っている	ましくけ	「関いたアンがある」	人の割合の堆移 (%)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
総計	42	41	45	48	47	45	45	45	40	42	45
女	33	-	37	44	45	45	43	40	41	40	42
男	55	-	54	54	50	46	48	50	38	44	47

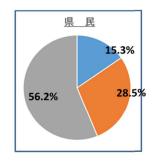
2) 福島県の「森林環境税」への認知度

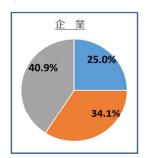


https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/381539.pdf

3) 山梨県民の「やまなしの森づくり(森林環境税)」への認知度







3. 実施主体の検討

本年度から、予算の大半が投入されるいわゆるソフト事業(教育、啓発、自主的な活動)では、住民や学校などとの信頼を基礎にした一種の運動的な側面が強い。また、県民との長期的な繋がりが重視される分野である。

こうした県民とのネットワーキングづくりやそれをさらに発展させる仕組みが本税制に求められている。しかし、こうした支援事業は従来の県行政の枠組みをはみ出す部分が少なくない。例えば、繋がりが重視される事業であるにも拘らず、行政組織である県では頻繁に担当者を交代する必要性がある。また、そもそも県は地域に密着した市町村と比較すれば住民とは一定の距離がある。

この隘路を突破する一つの方法としては、事業の管理主体を NPO などに預けて長期的な契約の下で実施する形がある。また、そのことにより事業の間の統合性を高める働きも期待できる。ただし、その一方で事業運営の透明性には注力しなければならない。

(文責:飯國芳明)